

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・
医療機器関連分野ファウンドリー専任コーディネーター設置業務委託に係る
企画提案審査委員会運営要綱

（趣旨）

第 1 条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和 6 0 年山梨県規則第 8 号）第 1 3 条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・医療機器関連分野ファウンドリー専任コーディネーター設置業務委託に係る企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- （１）医療機器関連分野ファウンドリー専任コーディネーター設置業務委託に係る企画提案書の審査
- （２）医療機器関連分野ファウンドリー専任コーディネーター設置業務委託候補者の選定
- （３）その他必要と認められる事項

（庶務）

第 3 条 審査委員会の庶務は、産業政策部成長産業推進課において処理する。

附 則

この運営要綱は、令和 7 年 5 月 1 4 日から施行し、医療機器関連分野ファウンドリー専任コーディネーター設置業務委託契約の締結日をもって廃止する。